

協議・確認

■「人権対策事業の取扱いについて」

協議確認内容

基本的人権の尊重は、新町のまちづくりの根幹をなすものであり、現行制度や関係法令との整合を図りつつ、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、事務事業の一元化を基本として

次のとおり調整する。

- 1．人権尊重のまち宣言・人権尊重のまちづくり条例については、新町において調整し制定する。人権教育のための国連10年町行動計画については、新町において調整し策定する。
- 2．人権尊重のまちづくり審議会、人権推進(同和対策)本部会については、新町において再編する。人権擁護委員については、現行どおり新町に引き継ぎ、人権擁護推進員については、新町に引き継ぎ調整する。
- 3．人権相談については、新町において現行の相談業務が実施できるよう調整する。
- 4．啓発事業については、合併時までに調整する。
- 5．企業啓発については、現行どおり新町に引き継ぐ。
- 6．隣保事業については、現行どおりとする。
- 7．人権教育関係事業については、合併時までに調整し、新町において再編する。
- 8．男女共同参画推進事業については、新町において推進計画を策定し、事業の推進に努める。

以上が協議・確認されました。

人権対策関係事業の取扱いについて

項 目	秦荘町の現況	愛知川町の現況	調整の具体的な内容
人権擁護の推進 (宣言、条例、計画)	人権尊重のまち宣言(平成7年6月)	人権尊重のまち宣言(平成7年3月)	新町において調整し制定する。
	人権尊重のまちづくり条例(平成9年6月)	人権尊重のまちづくり条例(平成9年4月)	
	人権尊重のまちづくり実施計画	人権教育のための国連10年愛知川町行動計画 (目標年:平成16年)	新町において調整し策定する。
人権・同和対策の推進	人権尊重のまちづくり審議会	人権尊重のまちづくり審議会	新町において再編する。
	人権推進(同和対策)本部会	同和対策本部会	
	人権擁護委員 3人(法務大臣委嘱)	人権擁護委員 3人(法務大臣委嘱)	現行どおり新町に引き継ぐ。 (国の制度であり新町において再編する)
	人権擁護推進員 6人(町委嘱)	人権擁護推進員 7人(町委嘱)	新町に引き継ぎ調整する。 (県の制度であり新町において再編する)
人権相談	毎月2回役場、公民館、総合センターにおいて相談所を開設	毎月1回(第3水曜日)福祉総合センターにおいて相談所を開設	新町において現行の相談業務が実施できるよう調整する。
啓発事業	同和問題啓発強調月間(9月)の取り組み 啓発広報誌の発行 なし 町広報誌啓発 ・シリーズ「前進」	同和問題啓発強調月間(9月)の取り組み 啓発広報誌の発行 ・啓発広報誌「心」の発行(年4回、全戸配布) 町広報誌啓発 ・シリーズ「人権問題」	合併時までに調整する。
企業啓発	窓口担当者設置企業数 30社 企業内同和問題推進事業 ・啓発推進班員 14人	窓口担当者設置企業数 61社 企業内同和問題推進事業 ・啓発推進班員 41人	現行どおり新町に引き継ぐ。
隣保事業	各種相談事業等 地域交流事業 各種教養講座 家庭教育学級 教育総合推進事業 地域福祉事業 啓発・広報活動	○各種相談事業等 ○地域交流事業 ○各種教養講座 ○家庭教育学級 ○教育総合推進事業 ○地域福祉事業 ○啓発・広報活動	現行どおりとする。
人権教育関係事業	人権・同和教育の推進 ・同和教育推進協議会の機能の強化 ・同和问题学習講座の開催 ・人権問題実践講座の開催 ・同和问题組別懇談会の開催 ・心を結びあうふるさとづくり事業の人権擁護事業の推進 ・社会教育関係団体の研修推進 ・人権をまもる町民500人のつどいの開催 ・人権尊重をめざす女性のつどいの開催 ・人権尊重をめざす青年集会の開催 ・交流活動の推進 ・生涯学習講座研修の推進	人権・同和教育の推進 ・同和教育推進協議会の機能の強化 ・地区同和教育推進協議会の機能の強化 ・同和问题研修講座の開催 ・草の根人権学習講座の開催 ・組別・地区別懇談会及び交流会の開催 ・社会教育関係団体の研修推進 ・人権を考える町民のつどいの開催 ・部落解放をめざす青年女性のつどいの開催 ・交流活動の推進 ・生涯学習講座研修の推進 家庭教育学級	合併時までに調整し、新町において再編する。
	啓発組織体制 ・社会同和教育指導員の設置 ・町同和教育推進協議会 会員約170人 ・社会同和教育推進員 32人 ・社会同和教育協力員 60人 ・組別懇談会協力者 約100人(同推協委員、町職員)	啓発組織体制 ・社会同和教育指導員の設置 ・町同和教育推進協議会 会員約400人 ・地区同和教育推進協議会 20人 ・社会同和教育推進員 30人 ・地区同和教育推進協力員 54人(町職員)	合併時までに調整し、新町において再編する。
	地域啓発 ・啓発資料作成	地域啓発 ・啓発資料作成	合併時までに調整し、新町において再編する。

項 目	秦荘町の現況		愛知川町の現況		調整の具体的な内容
男女共同参画推進事業	計画の策定状況	なし	計画の策定状況	なし	新町において策定し推進する。
	推進体制	なし	推進体制	【庁内組織】 ・愛知川町男女共同参画社会推進本部 (H12 / 9 / 1) 【庁外組織】 ・男女のパートナーシップを考える「かささぎの橋」	新町において整備する。
	相談事業 ・女性の悩み相談 毎月第 3 火曜日 (1 時間 × 3 名) 臨床心理士が対応		相談事業 ・女性の悩みカウンセリング事業 毎月第 4 火曜日 (1 時間 × 3 名) 臨床心理士が対応		新町において現行の相談業務が実施できるよう調整する。